

警戒宣言発令時の対策

	数時間後の発生予告	数日後の発生予告	平常からの準備
在宅時	①東京都教育委員会のラジオ・テレビ等による指示に従う ※警戒宣言解除まで、臨時休校とする。	②学校から各家庭へ緊急連絡網により連絡する。 (必要性と可能性)	・ラジオ・テレビ等の情報に注意する。 ◎緊急連絡網 (教職員・児童)
登校途中	①登校した児童については、直ちに人数を把握して「在校中」に準じる。	②学校から各家庭へ緊急連絡網・お便りにて情報提供と対応について連絡する。	・通学路の塀の倒壊などの危険箇所を知っておく。
在校時	①授業を打ち切る。 ②帰宅可能な児童は、直ちに帰宅させる。 ・必要に応じて、各家庭に連絡する。 ・状況により下校方法を判断。 (A案・B案・C案) ※警戒宣言解除まで、臨時休校とする。		・宣言発令時の学校の対応について、日常より、家庭に知らせておく。 ◎地域班別児童名簿 ◎児童名簿
宿校伴外を学伴習う時	①地元の宿泊施設や地元の官公庁・署と連絡をとる。 (その地の対策本部の指示に従う) ②速やかに学校に連絡をとる。 ③校長(副校長)は、対応の状況を教育委員会へ報告する。(副校長は、校長にも連絡する) ④校長(副校長)は、対応の状況を各保護者に連絡、説明の手だてを講じる。 (連絡網、旭丘小 NetWork メール、個別連絡 他)		・地元の官公庁、所轄の対策本部との連絡、連携を確かめておく。
宿校伴外を学伴習わない	①即時、帰校の処置をとる。 ②帰校することが危険と判断される場合は、安全第一に、適宜の措置を取る。 ③学校へ現地の状況、行動予定を適宜連絡をする。 ④強化地域の場合には、現地の官公庁・署と連絡をとる。その地、対策本部の指示に従う。 ⑤帰校後は、「在校時」と同様の方法で帰宅する。または対応をその決定・指示に従う。 ⑥都・区教育委員会への報告。 ⑦各保護者へ連絡。 (連絡網、旭丘小 NetWork メール、個別連絡 他)		・遠足の目的地・コースを決定の際には、有事の場合を考慮しておく。 ・電話回線の混乱による連絡不能の場合の措置を決めておく。